

横浜市小規模保育事業整備補助金交付要綱

制 定 平成 26 年 7 月 31 日 こ保整第 650 号（副市長決裁）
最近改正 令和 5 年 1 月 1 日 ここ施第 1007 号（局長決裁）

（趣 旨）

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。）第 6 条の 3 第 10 項に定める小規模保育事業を実施しようとする者に対し、予算の範囲内で建築物の改修等に要する費用を補助することについて、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 社会福祉法人に対する助成については、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 58 条及び社会福祉法人の助成に関する条例（昭和 35 年 7 月横浜市条例第 15 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

（対象者等）

第 2 条 補助の対象者は、小規模保育事業を実施するために既存の建築物の改修等（改修、設備整備及びこども青少年局長が認めた移転をいう。以下同じ。）を行う者とする。

2 実施事業が小規模保育事業 A 型又は B 型の場合、補助対象者は法人格を有するもの（保育施設を運営する目的で設立を準備しており、当該補助対象事業に着手するまでに法人格を有することができるものと見込まれるものを含み、政治的な目的のために結成された法人を除く。）とする。

3 対象者が整備する小規模保育事業は、次に掲げる基準を満たすものでなければならない。

（1）定員は、小規模保育事業 A 型及び B 型は 6 人以上 19 人以下であること。C 型は 6 人以上 10 人以下であること。

（2）設備及び運営に関し、横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 47 号）に適合するものであること。

（3）10 年以上継続して運営が確保できるもの。

（4）施設の改修等の費用及び運営に要する費用について資金計画が確実なもの。

（対象経費等）

第 3 条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条第 3 項に掲げる補助対象となる小規模保育事業を整備するために必要な経費で、別表 1 に定めるものとし、次に掲げる費用は含まないものとする。

（1）土地の買収又は整地に要する費用

（2）既存建物（集合住宅の場合の区分所有権を含む。）の買収に係る費用

（3）保証金等の預かり金

（4）その他整備として適当と認められないもの

2 既存の建築物の改修等を行う場合に限り、前項に定めるもののほか、賃貸借契約締結日から開所日の前日までの賃借料及び礼金等（敷金、保証金は除く）は補助対象経費とする。ただし、礼金等に関しては賃借料の 6 か月分を上限とする。なお、貸主が法人の役員（法人役員の配偶者、親子、兄弟姉妹を含む。）、寄付者等特別の関係のある者である場合には、補助の対象としない。

3 前項に規定する賃貸借契約日が事業採択年度よりも前の年度だった場合、事業採択年度分のみを補助対象とする。

4 他の公的助成金及び公的融資を受けるものは、補助の対象としない。

（事業計画書等の提出）

第4条 補助金の交付を受けて新たに小規模保育事業を実施しようとする者（ただし、既存の横浜市家庭的保育事業、横浜保育室又は家庭保育福祉員（共同型）（以下「既存施設」という。）から、現施設を活用して移行する費用にかかる改修費については除く）は、市長が指定した期日までに、市長が指定する様式により事業計画書等を提出するものとする。

（補助の内示）

第5条 市長は、事業計画書等を受領したときは横浜市児童福祉審議会で審査の上、補助の適否を決定し、別に定める様式により申請者に通知するものとする。

（交付の申請）

第6条 前条の規定により補助の内示を受けた者及び既存施設から移行する事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、横浜市小規模保育事業整備補助金交付申請書（第1号様式）を、市長に提出しなければならない。なお、補助対象工事が本市の実施設計審査の対象となる場合は、この審査完了後に、速やかに提出すること。

2 補助金規則第5条第1項第2号、第3号及び第4号に定める記載事項については、同条第2項第1号に規定する事業計画書に記載するものとする。

3 補助金規則第5条第2項第3号及び第4号に規定する書類は、同項第1号に規定する事業計画書とする。

4 補助金規則第5条第2項第2号に規定する書類は、財産目録及び貸借対照表とする。

（補助金の算定及び交付決定通知）

第7条 市長は、前条の規定に基づく交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定する。補助予定金額は次項に規定する算出方法により市の予算の範囲内で決定し、決定内容及び交付条件を横浜市小規模保育事業整備補助金交付決定通知書（第2号様式）又は横浜市小規模保育事業整備補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 補助金の額は、第3条第1項及び第2項に規定する補助対象経費の実支出額と、補助基準額とを比較し低い方に補助率を乗じて得た額とする。補助基準額及び補助率は別表2から別表4のとおりとする。いずれも千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（申請の取下げ）

第8条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げ期日は、申請者が交付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内の日とする。

（事業の報告及び補助金額の確定通知）

第9条 第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、改修等の工事完了後、速やかに、横浜市小規模保育事業整備補助金事業実績報告書（第4号様式）に必要な書類を添付して市長に報告しなければならない。

2 実績報告書の提出にあたり、補助対象経費のうち本要綱に基づき交付する補助金をもって充てる以外には支払いが困難であると市長が認める経費については、補助金規則第14条第1項第2号に定める領収書等の提出を省略できるものとする。ただし、省略する場合にあっても、当該経費の支払い後に受領した領収書については、第17条の関係書類として保存するとともに、その写しを市長に速やかに提出しなければならない。

3 補助金規則第14条第4項の規定により添付を省略させることができる書類は、同条第1項第3号及び第5号に規定する書類とする。

4 補助金規則第14条第5項ただし書の規定に基づき市長が必要と認める領収書等は、補助事業等に係るすべての領収書等とする。

5 市長は、第1項の事業実績の報告を受けたときは実地検査を行い、適正であると認めるときは第7条の規定により決定した交付予定金額を、修正する必要があると認めるときは修正した金額を交付決定額として、横浜市小規模保育事業整備補助金額確定通知書（第5号様式）により、申請者に通知する。

（補助金の請求）

第10条 前条の規定により補助金の交付決定額の通知を受けた者は、請求書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（届出及び調査）

第11条 補助金の交付決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（1）工事に着手したとき。

（2）工事を完了したとき。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第12条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した後、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第7号様式）に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告を行った後、横浜市小規模保育事業整備補助金額再確定通知書（第8号様式）に基づき、当該仕入控除税額を市に納付すること。

（補助金の返還等）

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（1）偽りその他不正な手段を持って補助金の交付を受けたとき

（2）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

（3）施設において、宗教の教義を広めるための儀式行事及び信者を教化育成することを目的とする活動を行ったとき。

（4）施設において、政治上の主張若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動を行ったとき。

（5）財産処分において、返納条件を付して承認を受けた場合で条件に従わなかったとき。

（6）当該補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める期間（以下「処分制限期間」という）を経過せずに取壊し又は廃棄等を行うとき。

（7）その他この要綱に違反したとき。

（警察本部への照会）

第14条 市長は、必要に応じ、申請者又は第7条の交付の決定を受けた者が、暴力団経営支配法人等に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

（入札又は見積書の徴収）

第15条 本要綱の対象となる補助事業等に係る工事の請負、物品の購入、業務の委託等を行うときは、補助金規則第24条第2号の規定により、民間児童福祉施設建設費等整備に係る契約指導要綱

に定める方法により行わなければならない。

(財産処分の制限)

第 16 条 補助金規則第 25 条の規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助対象事業により取得し、又は効用の増加した機械器具その他の財産であって価格が単価 30 万円以上のものについては、処分制限期間に定めるとおりとする。

(情報公開及び関係書類の保存)

第 17 条 この要綱により、補助金の交付を受けた事業に係る書類は情報公開の対象とし、補助金の交付を受けた者は、関係書類を額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前項の期間経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日まで保存しなければならない。

(委任)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 7 月 31 日から施行する。

(児童福祉法に関する読替え)

2 この要綱の施行の日から子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の施行の日前までの間は、第 1 条第 1 項中「児童福祉法」とあるのは「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）第 6 条の規定による改正後の児童福祉法」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成 26 年 11 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 8 月 20 日から施行する。

(補助対象経費等)

第 3 条第 2 項中「工事契約締結後、工事着工の日から」は「賃貸契約締結日から」と読み替え、第 7 条第 2 項別表 2 中、実行備品単価上限額の「32,000 円」は「70,000 円」と読み替えるものとする。なお、対象者は、平成 27 年 8 月 25 日から同年 11 月 20 日までに小規模保育事業事前相談書を提出し、市長が認めた者とする。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行し、施行日以後に交付申請があったものから適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、第 1 号様式及び第 3 号様式の改正規定は平成 31 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 1 日から施行し、令和 4 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 1 日から施行し、令和 5 年度の予算に係る補助金から適用する。

別表 1 (第 3 条第 1 項)

対象経費		内 容
新設	工事費	既存建築物の改修等に必要工事請負費
	工事事務費	工事施工に直接必要な監理費（補助対象工事費の 2.6% に相当する額を限度とする。）
	備品費（1）	施設整備に必要な備品購入費（1 品 5,000 円以上の備品とし、1 人当たり実行備品単価（実行備品単価が 32,000 円を超える場合は 32,000 円とする。）に定員を乗じて得た額を補助対象限度額とする。）
	備品費（2）	備品費（1）の他、休憩室等の整備に必要な備品購入費（休憩室等設置加算の対象となっている場合に限る。補助対象限度額は 30 万円以内とする。）
施設 既存	自園調理設備にかかる備品費	1 品 5 千円以上の備品とし、補助対象限度額は 30 万円以内とする。

別表 2 (第 7 条第 2 項)：新設に係る改修費等

(1)	基本整備費	定員	補助基準額
	A 型	6 人以上 19 人以下	2,200 万円
	B 型	6 人以上 12 人以下	1,100 万円
		13 人以上 19 人以下	2,200 万円
C 型	6 人以上 10 人以下	1,100 万円	
(2)	0 歳児未設定加算（※ 1）		300 万円
(3)	休憩室等設置加算（※ 2）		
	基準面積	6 m ²	100 万円
補助基準額の上限			(1)～(3)の基準額の合計
補助率			3 / 4

※ 1 新たに整備する施設において、0 歳児定員を設けない場合に加算する。

※ 2 保育者のための休憩室・更衣室や、職員同士のコミュニケーションを図る場及び職員面談等を行う場としての機能を有する居室を、基準面積以上整備した場合に加算する。

別表 3 (第 7 条第 2 項)：自園調理の経過措置を受け、自園調理設備設置にかかる改修費

類型	基準額	補助率
A 型、B 型、C 型	300 万円	3 / 4

別表 4 (第 7 条第 2 項)：開所準備期間中の賃借料

項目	補助限度額（補助基準額×補助率）
月額賃借料	22 万 5 千円（30 万円×3 / 4）
礼金等 （敷金・保証金除く）	22 万 5 千円（30 万円×3 / 4）× 6 か月分

※ 期間中 1 か月未満の月の賃借料については、実日数にて日割計算する。